

取引先様 各位

三洋商事株式会社

産業廃棄物保管場所の表示義務について

排出事業者様におかれましても産業廃棄物の保管場所については、その産業廃棄物の保管場所である旨を表示することが法律で定められています。(その大きさや内容も定められています。【廃棄物処理法法律施行規則 第8条】)
弊社のコンテナ・バツカン等の設置における廃棄物の保管場所については、下記基準に沿った保管場所の表示をお願い致します。

< 構造等基準 >

(1) 囲いの構造

廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性の確保(対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等)

(2) 保管場所の掲示板の設置(省令第7条の3)

掲示板の寸法を規定 60cm以上×60cm以上

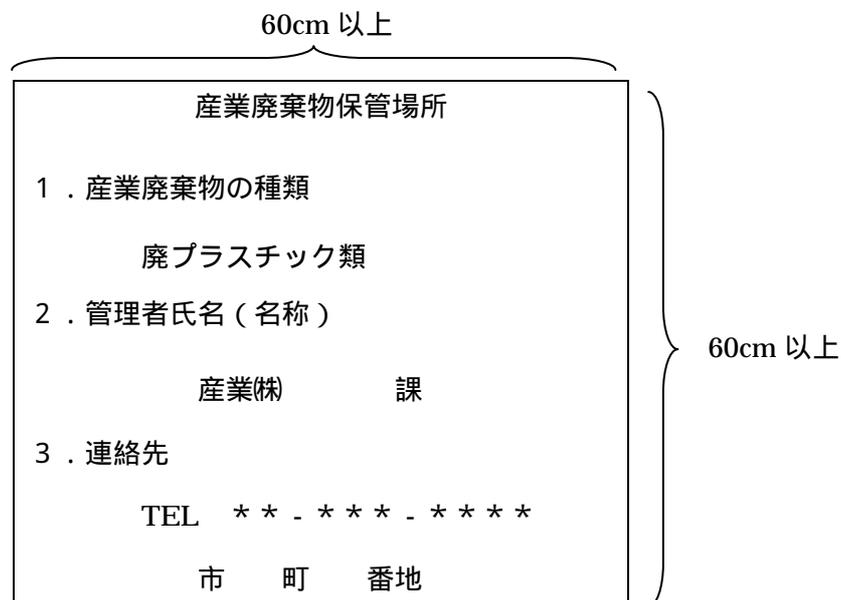
表示すべき事項を規定

- ・ 積替保管を場所である旨
- ・ 廃棄物の種類
- ・ 管理者の氏名・名称、連絡先(管理を担当する課係名、電話番号)
- ・ 最大積み上げ高さ(屋外で容器を用いない場合)
- ・ 保管可能量(事業場での運搬されるまでの保管を除く。)

(3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止(底面を不浸透性材料)

ねずみ、蚊、はえの対策

(保管場所の掲示例)



* 根拠法令資料については裏面をご参照して下さい。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】(省令)より抜粋

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第七条の三 令第六条第一項第一号 ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号 リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号 ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板)

第七条の五 令第六条第一項第二号 ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号 リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号 ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項 の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。